

2019年度事業計画骨子

2019年度の我が国経済の政府見通しは、10月に消費税率の引上げが予定されており、経済に与える影響が懸念されるなか、政府は、あらゆる施策を総動員し経済の回復基調が持続するよう予算措置を講ずる。特に「人づくり革命」と「生産性革命」を最優先で取り組むことによって、雇用・所得環境の改善が続き経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれるとしているが、先行きのリスクとして、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意が必要であるとしている。

トラック運送業界では、消費税増税による影響はあるものの国内の総貨物輸送量は微増する見通しとされ、事業用貨物の輸送量は、国内経済の堅調さによりプラスとなった前年度からさらにプラスとなると予想されている。

このような環境の中、平成30年中に発生した事業用自動車（軽貨物を除く）が第一当事者となった死亡事故件数が、全国では253件（対前年比18件減）と過去最小値となったものの、埼玉県内の交通環境は依然として厳しい状況が続いており、最近の統計では、平成29年の埼玉県籍の事業用自動車第一当事者となる死者数は13人、平成30年の県内の交通事故死者数は175人でそれぞれ全国のワースト3位となるなど、交通事故防止の取り組みが社会から強く求められている。こうした状況から、2019年度は交通事故防止対策の徹底を引き続き強力で推進し、交通事故の撲滅を目指すこととする。特に、県内の自動車関係業界団体に広く参加を求め、コンテンツを更に充実させた交通安全大会の開催やコーチング等による事故防止研修を開催するほか、AI等を活用した安全装置の導入助成を新設し、Gマーク取得事業者にインセンティブをもたせた安全装置の助成事業を継続するなど、安全対策の徹底に努めていく。さらに、老朽化が進行する総合教育センター等の研修施設の整備・修繕により研修環境の改善を行うとともに研修事業活動を充実させ、ドライバーの安全に対する意識の向上を目指すなど、事故防止対策の徹底を図るとともに、女性の活躍を支援するため女性だけの運行管理者一般講習を実施する。また、安全性評価事業の円滑・適正な実施に協力して、Gマークの取得促進やそのフォローアップを行い、一層の啓発活動により会員の認定率向上に向けた事業の推進に努める。

次に、働き方改革関連法が制定され、長時間労働の改善や生産性向上の取り組みが期限を待たず求められる中、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善埼玉県地方協議会」を積極的に活用し長時間労働の抑制・生産性の向上を図る。また、多様な人材の確保と育成を図るため免許取得の助成制度を継続するほか、若い人材の確保に向けたインターンシップの受け入

れ事業の支援、業界のPR活動等による人材確保対策の推進を図るとともに、今後、就労人口が確実に減少していくなか、外国人労働者の活用方策についても、調査、研究する。さらに、長時間労働、低賃金改善の原資となる運賃・料金については、改正標準貨物自動車運送約款の確実な届出の実施と運賃・料金の適正収受及び適正な取引環境の構築に向けた荷主への積極的な啓発活動を実施するとともに、改正貨物自動車運送事業法の運用に際し、事業者にとってより良い事業活動、事業運営が可能となるよう、行政に対し機会あるごとに意見等を具申するなどの取り組みを推進する。

なお、従来から実施してきた経営基盤強化対策や、環境対策、防災対策等の一層の充実・強化を図っていくとともに、適正化事業実施機関による巡回指導の確実な実施と指導改善等フォローアップを充実していく。

トラック運送業界は、我が国の国民生活や産業活動のライフラインとして重要な役割を担うとともに、我が国経済の基盤を支える重要な産業となっている。安全・安心な貨物輸送を将来にわたり持続・維持し、業界に課せられた公共的な使命を果たすため、事故防止対策、働き方改革や生産性向上への取組、環境問題への対応等、業界が抱える課題への対応が急務であり、これらの課題へ対応するため、今後も積極的な施策を展開していくことが求められている。このため、2019年度の最重点施策及び重点施策を次のとおり定め、各種事業を積極的に展開していく。

【 最 重 点 施 策 】

- 1 交通事故防止対策の徹底、充実
- 2 働き方改革関連法への対応及び多様な人材確保対策等の推進
- 3 貨物自動車運送事業法改正に伴う対応及び適正取引の推進

【 重 点 施 策 】

- 1 交通事故（労働災害を含む）防止活動及び防止対策の推進、充実
- 2 働き方改革関連法の制定を踏まえた労働環境の整備対策
- 3 多様な人材確保・育成対策の推進と外国人労働者の活用方策の調査・研究
- 4 貨物自動車運送事業法の施行を見据えた対応
- 5 取引環境の適正化及び運賃・料金の適正収受など荷主対策の推進

- 6 環境・省エネ対策への積極的な取り組み
- 7 貨物運送適正化事業実施機関の指導の充実及び啓発・広報活動の推進
- 8 初任運転者教育等研修の充実と運行管理者の安全意識の向上及び適性診断の促進
- 9 防災における各自治体等との緊密な連携の推進及び防災マニュアル等の作成
- 10 経営基盤強化に資する経営支援セミナー及び何でもプロ顧問団による関連セミナー等の開催
- 11 ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応
- 12 広報・PR活動のより一層の充実強化
- 13 未加入事業者の加入促進

<事業計画の概要>

1 経営安定化対策推進事業（総務委員会）（経営支援委員会）

近年、日本経済は緩やかな回復基調が続いているが、中小企業が99%を占めるトラック運送業界は依然厳しい状況にある。

昨年は、OPECの協調減産に加え米国のイランへの経済制裁等により燃料価格が高騰し経営を大きく圧迫した。また、ドライバー不足が顕著となり人件費率が上昇するなど経営に大きな影響を及ぼしている。さらに、働き方改革関連法や貨物自動車運送事業法の改正など今後の事業運営に大きな影響を与える法律が成立し、準備や対応が早急に求められている。

こうした状況を踏まえ、平成31年度は経営基盤強化対策として、経営相談などの各種相談事業や個別巡回訪問の実施、経営支援セミナーの開催等の事業を、(一社)埼玉県中小企業診断協会と連携して実施する他、何でもプロ顧問団の専門家による関連セミナーの開催や相談事業の充実を図るとともに、引き続き近代化基金融資助成制度等を活用した経営の安定化を目指した支援体制を整える。

(1) 資金調達円滑化等支援事業

- ① 融資等説明会（2回）
- ② 資金繰り・経営相談等（20社）
- ③ 経営改善計画の策定（5社）
- ④ 経営支援対策等個別巡回訪問（50社）
- ⑤ 経営診断の実施（10社）
- ⑥ 経営診断企業等フォローアップ（10社）
- ⑦ 個別巡回訪問報告書作成（2,700部）
（中小トラック運送会社の課題解決マニュアル含む）
- ⑧ 会員企業支援対策実施本部情報交換会議の開催

(2) 新たな事業展開を目指す経営革新計画づくり支援事業

- ① 経営支援セミナー（2回）・個別相談会の開催
- ② 経営革新計画策定支援（5社）
- ③ 経営革新計画策定企業フォローアップ（2社）

(3) 助成事業

- ① グリーン経営認証取得助成金

(4) セミナー、説明会

- ① グリーン経営認証取得説明会の開催
- ② 原価意識向上に関するセミナー（2回）

(5) 何でもプロ顧問団相談事業

- ① プロ顧問団による相談事業の実施（随時）
- ② プロ顧問団による関連セミナーの開催（4回）
- ③ 相談事業円滑化を図るための情報交換会の開催

(6) 近代化基金融資助成事業

(7) 信用保証料助成事業

2 安全対策事業（交通・環境対策委員会）（労務対策委員会）（総務委員会）

「物流」というライフラインを担う貨物自動車運送事業者にとって、交通事故防止への取組みは、企業の安定経営の根幹であり、輸送サービスの安定供給を可能とする優れた人材を確保するための魅力ある職場環境作りにおいても必要不可欠である。また、平成29年は、埼玉県車籍の事業用貨物自動車が第一当事者となった死亡事故が、全国で13件発生し、ワースト3位となっており、一層の事故防止対策が求められている。（平成28年は全国で22件、ワースト1位）

については、その対策として AI を活用した安全装置導入助成他、G マーク取得事業者に対する助成拡大、コーチングを取り入れる等の事故防止研修、安全運転コンクール参加の呼びかけ、また「交通安全大会」、「交通安全・環境フェア」の更なるコンテンツの充実や自転車シミュレーター、交通安全 VR（ゴーグル型）等による一般の方へ交通安全の普及を行い、事故防止対策を推進する。

また、防災関係においては、埼玉県及び各市町村との緊密な連携を築き、緊急救援物資輸送に際しては迅速な対応ができるよう 防災マニュアル等を作成し、また水害災害多発につき、平成13年以来の船舶免許取得助成を推進する。

(1) 交通安全・環境対策事業

- ① 「交通安全大会」、「交通安全・環境フェア」の更なるコンテンツの充実
- ② 交通安全指導事業（指導車、自転車シミュレーター、交通安全 VRの活用）
- ③ 支部・ブロック協議会への支援（交通安全研修等）

- ④ コーチング等による事故防止研修、安全運転コンクール、ドライバーコンテスト開催
- ⑤ 行政等の行う事業の協賛・後援

(2) 各種助成事業

- ① AI を活用した安全装置他導入、G マークを活用した助成拡大
- ② 運転適性診断受診の助成・運転記録証明証取得の助成

(3) 緊急・救援輸送対策事業

- ① 防災体制強化の推進（防災マニュアル等作成）並びに支部への支援（船舶免許助成含む）
- ② 救護活動車両整備事業への支援

3 環境対策事業（交通・環境対策委員会）

厳しい経営環境の中、自動車NOx・PM法による最新規制適合車への代替えなど、その改善に貢献してきたが、更に温室効果ガス抑制に向けた取り組みは継続され強化されている。このため自動車を使用して事業活動を行う者の責務として環境対策に積極的に取組み、社会と共生する信頼ある業界を確立するものとするため環境対応車導入助成、エコドライブの推進、そしてCO2排出対策としての「トラックの森づくり」（植樹事業）を継続的に推進する。

- ① 環境対応車導入及びアイドリングストップ支援装置助成事業
- ② 「トラックの森づくり（植樹事業）」の推進。
- ③ エコドライブ等の普及促進。
- ④ 環境法令の周知徹底

4 貨物運送適正化事業（適正化事業推進委員会）

貨物自動車運送事業法第38条により指定された当実施機関は、事業用貨物自動車による第一当事者の交通死亡事故が全国的には減少傾向となっているが、埼玉県内における第一当事者の交通死亡事故は増加傾向にあることに鑑み、早急の対応が必要となることから当実施機関の事業目的である貨物自動車運送事業者のさらなる輸送の安全確保並びに輸送秩序の確立に重点を置き、運送事業者に対する巡回指導の実施を通じ、より一層の事故防止の啓発に努めると共に、巡回指導後のフォローアップ体制の強化を図る。また働き方改革関連法施行により、今後当業界にも時間外労働規制の遵守が求められてくることから、

貨物自動車運送事業者が長時間労働の是正を図っていくよう啓発を行う。さらに評議委員会の開催により貨物自動車運送事業法39条に掲げる諸事業（事業者指導、輸送秩序対策、

行政との連携等）の適切な遂行に努めると共に、全国適正化実施機関の掲げる活動指針に基づき事業を適切に実施する。特に国土交通省との連携強化においては、実施機関の役割の重要性が従来以上に高まったことを踏まえ、通報制度に伴う巡回指導を含め公正かつ着実に事業の推進を図るため、以下のとおり諸施策を策定し事業を実施する。

(1) 適正化事業管理関係

- ① 適正化事業の円滑な事業展開を図るため、適正化事業推進委員会への事業提案並びに報告を行う。

- ② 埼玉運輸支局等関係行政との定期連絡会議・勉強会を開催することにより、知識向上を図り、的確な指導の実施に努める。
- ③ 全国・関東・近隣実施機関等の研修会に参加することにより、指導員個々のスキルアップに努める。
- ④ 適正化事業実施機関評議委員会を開催し、実施機関の組織・運営の一層の中立性、透明性の充実に努める。

(2) 輸送秩序確立対策事業関係

- ① 2019年度の巡回指導目標数は、1,250事業所とする。
- ② 輸送の安全確保の必要性に重点を置き、指導巡回率の向上に努める。
- ③ 巡回指導の必要性が高い事業者重点をおき、優先的に巡回指導を実施し、事業者の自立的な改善を促進する。
- ④ 運輸支局等との更なる連携による速報制度並びに相互通報に伴う特別巡回指導の強化への適切な対応に努める。
- ⑤ 施設の確保と安全確保並びに法令の遵守を重点項目として厳正に指導に努める。
- ⑥ 運輸支局の要請による改善命令報告に基づく、現地確認調査等に協力する。
- ⑦ 荷主企業等の輸送秩序に対する啓発活動に努め、運送業界のさらなる理解を求める。
- ⑧ 引越事業者を対象とした講習会を開催し、引越事業者優良認定制度の普及に努める。
- ⑨ 物流セミナーを通して、荷主企業とトラック運送事業者の相互理解を深め輸送秩序確立に理解を求める。

(3) 事故防止対策事業関係

- ① 新規許可事業者に対する適切な事業活動に向けて指導を実施する。
- ② 過積載防止に向けての荷主の理解を図るため、関係行政機関との連携による啓発に努める。
- ③ 過労運転に伴う事故防止に向け、啓発活動を行うとともに指導を行う。
- ④ 働き方改革に伴い、長時間労働の是正を図れるよう啓発活動を行うとともに指導を行う。

(4) 適正化啓発対策事業関係

- ① 全国適正化実施機関が実施する安全性評価事業に関し、制度の概要並びに認定取得後のインセンティブ（IT点呼の導入等）について事業者等への周知を行うと共に、申請受付業務及び巡回指導の優先的な実施等により、安全性評価事業の円滑・適正な実施に協力し、協会支部への取得促進と共に個別指導等によりGマーク取得までのフォローアップを行い、会員事業者の認定率の更なる向上を図る為、

事業の実施に努める。

- ② 全国適正化実施機関が行っているGマーク制度の認知度アップを図るためのラッピングトラックに協力をする。
- ③ 運輸安全マネジメント制度の普及啓発を図るための資料を作成・配布し、周知を図る。
- ⑤ 安全意識の向上を図るため、運転者への指導・監督の徹底実施に向け、啓発資料を作成・配布し周知を図る。
- ⑥ 安全性優良事業所における国土交通省表彰の被表彰者となる事業者に対し、周知と共に推薦を行う。

5 教育センター運営事業（教育センター運営委員会）

2019年度においては、引き続き従来の安全教育の研修体系・研修内容を継続しつつ、研修生の安全に対する意識の向上を考慮した研修の提供を図る。

各種の研修等においては、平成30年度に引き続き老朽化に伴う研修施設の整備・修繕を実施するとともに、研修スタッフと協力し研修生により良い研修が提供できるよう研修事業活動の充実を目指していく。

また、好評を得ている「初任運転者に対する特別な指導に対する教育指針の見直し」に対応した「新人乗務員・初任運転者研修」の継続及び実施回数の増加等、業界の良質な労働力の確保の一助としての活動を行う。同時に安全教育機関としての「トラック総合教育センター」を業界に限らず地域社会へも積極的に発信して行くと同時に、交通安全体験車「サイトくん」の活動を通じて、各種学習安全体験型機器を用いることにより、子供から高齢者までの幅広い世代に対し、交通安全活動の必要性並びに事故防止重要性の啓発を図る。

さらには、運行管理者の一般講習を開催することによる、管理者の安全意識の向上を目指すと同時に、運転者に対する「一般・初任・適齢」の各適性診断の受診者の増加に対応するため、義務診断の受診日の見直しを実施し、年々増加傾向にある適齢診断の受診日を増回し、高齢者の交通事故の未然防止に努める。また、平成30年度同様に女性の運行管理者の方にも確実に受講していただくため、女性専用の受講日を設定する。

また、法改正によるチェーン規制に対応するため、不慣れな方を対象にチェーンの装着講習会を実施する。

埼玉県トラック総合教育センターとしての目的であります『経営責任』『安全確保の責任』『社会的責任』を果たせる物流事業への教育の場として、以下の研修を提供する。

（1）研修体系

- ① 中型・大型トラック運転練習（1日コース）
- ② 新人乗務員研修（初任運転者2日コース）
- ③ 事故防止乗務員研修（2日コース）
- ④ 安全確認研修（1日コース）

- ⑤ エコドライブ研修（1日コース）
- ⑥ 事故惹起者運転研修（1日コース）
- ⑦ 安全運転指導者研修（1日コース）
- ⑧ （公社）全日本トラック協会安全研修（3日コース）
- ⑨ 個別事業者研修（1日・2日コース）
- ⑩ 運行管理者試験特別講座（1日コース）
- ⑫ 適性診断（半日コース）
- ⑬ 運行管理者一般講習

6 協会事業運営円滑化事業（総務委員会）

東西南北ブロック協議会の会長による会議については、各ブロック協議会の事業並びに運営等について情報交換を行い、協会事業の推進並びに活動等に反映させる。

7 税制対策事業（総務委員会）

税制面での改正を県及び国へ要望する事を目的とし、埼玉県より選出された国会議員・埼玉県議会議員との意見交換会を埼玉県トラック政治連盟と連携し引き続き実施するとともに、公益社団法人全日本トラック協会並びに全日本トラック事業政治連盟とも協調し、業界の窮状を訴えたい。

● 税制改正関連要望事項

（1）自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

- ① 一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税の旧暫定税率廃止
- ② 自動車税の引き下げ
- ③ 自動車税における営自格差見直し反対
- ④ 自動車重量税の道路特定財源化

（2）中小企業投資促進税制の延長

（3）特例措置の延長

- ① 自動車重量税・自動車取得税のエコカー減税の延長
- ② 自動車取得税のASV（先進安全自動車）特例措置の延長
- ③ 自動車税のグリーン化特例の延長
- ④ 中小企業経営強化税制の延長
- ⑥ 商業・サービス業・農林水産活性化税制の延長
- ⑦ 中小企業・協同組合等の法人税率の特例措置の延長
- ⑧ 中小企業・協同組合等の貸倒引当金の特例措置の延長
- ⑨ 低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の特例措置の延長

(4) トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用

(5) 埼玉県選出国會議員（与党）、トラック輸送振興議員連盟、県議會議員との意見交換

8 労務対策事業（労務対策委員会）

昨年6月には働き方改革関連法が可決され、今年度から順次施行が開始となるが、自動車運転業務については、時間外労働の上限規制については5年の猶予となっている。しかし、猶予となつてはいるが、トラック運送業界において取り組まなければならない最大、かつ急務の課題は、「トラックドライバーの長時間労働の是正」と「トラックドライバーの処遇改善・労働条件改善」であり、この課題に取り組んでこそ魅力ある職業となり、「良き人材確保」の足掛かりとなる。

このようなことから、今年度においては、労働環境改善に向けた施策として、5年後の罰則付きの時間外労働の上限規制を見据えた適正取引の樹立・労働時間短縮に向けた全会員の活動、さらに貨物自動車運送事業法の改正による荷主対策の深度化を盾とした荷主への啓発活動を行うこととする。

人材確保対策、従業員のスキルアップ対策としては、上位免許や準中型免許等取得に対する資格確保支援の継続、物流資格制度を推奨し生産性向上を図ることとして調査研究を行う。また、若い世代が抱く当業界のイメージを刷新し、若い人材獲得への地盤固めとして有益なインターンシップの受け入れ事業の支援、業界のPR活動を行うこととする。

健康を起因とする事故防止策としては、会員事業者の従業員に対する健康診断受診助成事業、高齢ドライバーへの対応として脳MRI検診等の支援事業を継続する一方、点呼項目で追加となった睡眠状態の測定機器についての調査研究を行う。

また、陸災防埼玉県支部との連携の下、荷役の作業手順、特にフォークリフトやロールボックスパレット等の荷役機器の基本操作の再確認、並びに荷台等からの墜落・転落を防止のための安全対策の普及を図り、会員事業所及び荷主先での安全な環境作りに取り組むこととする。

以上のことから、次の事業を行うこととする。

(1) 近代化対策事業

- ① 大型・中型等上位免許取得に対する一部助成の拡充
- ② フォークリフト運転技能等講習に対する一部助成
- ③ 人材確保支援事業（インターンシップも含む）
- ④ 中小企業大学校促進事業
- ⑤ ロジ検定の調査研究

(2) 事故予防対策

- ① 事故予防としての健康診断

- ② 高齢者に特化した検診の推進
- ③ 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査への一部助成
- ④ 労災事故防止啓発活動（陸災防と共催）
- ⑤ 血圧計購入支援事業（全ト協事業の促進）
- ⑥ 睡眠状態の測定機器の調査研究

（3）労働環境整備事業

- ① セミナーの開催
 - ・労働環境改善（働き方改革への取組）
 - ・労災防止対策（陸災防と共催）
- ② 人材確保に係る研修会の開催並びにPR冊子の作成
- ③ 荷主向けリーフレットの作成・配布
- ④ トラック輸送における取引環境・労働時間改善埼玉県地方協議会への協力

（4）研修等経費助成事業

- ① 運行管理者、整備管理者研修会への助成

（5）福利厚生活動事業

- ① 契約保養施設利用への一部助成

9 広報PR事業（総務委員会）

交通・労働安全対策（交通事故防止）、環境対策、社会貢献活動等、様々な活動を積極的に会員事業者と取組み、環境改善や交通事故・労働災害撲滅に取り組んでまいりましたが、対外的な広報PRとして、例えば「埼玉スタジアム2002」の看板によるPR等、協会名のPRは行っているが、まだまだ広報PR活動は不足しているため、業界の取組みが一般の皆様方に理解されていないのが現状です。

その広報PR不足を解消するため、明瞭なホームページリニューアルを既に行い、迅速な情報伝達及び明確な情報開示を展開し、会員事業者への情報提供、また、一般の皆様へ業界・協会の取り組む様々な事業について効果的な広報活動を引き続き展開したい。

10 社会貢献活動（総務委員会）（交通環境対策委員会）

トラック輸送の現状、安全対策、環境対策等について、広く貢献活動を行っているが、その取組み状況について、会報やホームページ、ファックス一斉サービス、一般紙、業界紙、ポスター及びメディア等を活用して一般県民にアピールするとともに、広報活動を強力に推進する。

また、埼玉県トラック総合会館への来協者及び会館貸出が増加し、会員事業者並びに関連団体等の方々が多数利用することから、万が一に備えAED（自動体外式除細動器）を配置し、併せて埼玉県トラック総合教育センターへの受講者、更に東部・西部従業員サービスセンターを利用する会員事業者等に対しAEDを設置した。

しかし、埼玉県トラック総合会館及び埼玉県トラック総合教育センターには普通救命講習Ⅰを終了した職員が在籍しているが、東部・西部従業員サービスセンターへAED（自動体外式除細動器）配置したものの講習修了者が不在である事から、各支部希望者に対し、

さいたま市消防局の協力を得て、普通救命講習Ⅰを引き続き実施したい。

- (1) 第15回「児童絵画作品コンクール」の開催
- (2) 支部・ブロック協議会における「トラックの日」の活動助成
- (3) 青年部会の後方支援
- (4) 新入学児童へのトラック型防犯ブザーの作成・配布
- (5) AED（自動体外式除細動器）導入に伴う普通救命講習Ⅰ受講推進

11 未加入事業者の加入促進事業（総務委員会）

新規許可事業者については、新規許可交付の際に加入説明を実施し代表者に面会し加入促進を強化し、既存の事業者については、埼玉県内の未加入事業者に対する協会事業の紹介、会員サービスについて案内を送付するとともに、各支部における加入促進活動に協会事務局が同行し加入活動を実施したい。

12 部会活動の支援

(1) 重量部会

重量部会では、特殊な車両による高品質で安全な輸送サービス提供のため、基準緩和並びに特殊車両通行許可等の法的な知識取得のための研修会や有益な情報提供を行う。

また、営業・配車担当者の交流を深め、限られた資源である特殊車両の融通配車・有効利用により、輸送の効率化と企業経営の向上を図る。

さらに、関東地方整備局との意見交換会並びに大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会を活用し、煩雑な申請手続きの簡素化や未採択道路の道路情報便覧への収録を要望し、いかなる場合でも法令遵守のもと運行できる諸手続きの環境の整備促進を図る。

なお、上部団体である関ト協並びに全ト協重量部会と綿密な連携を図り、各種事業を円滑に推進することとする。

(2) 路線部会

路線部会においては特積事業特有の環境の中で各種の課題を抱えており、この解消に向けて、事業者間の輸送協力や情報交換により改善を図ることとし、ブロック毎並びに全体での研修会・交流会を開催する。

なお、当該部会の構成が特積事業者の県内の営業所単位であることから、事業主の観点でなく、現場の首長視点による部会活動を行う。このため、運輸規則をはじめ行

政が発する関係法令、並びに関係団体からの情報を速やかに、かつ詳細に提供し、各社・各営業所の遵法水準の統一化・向上を図れるよう支援する。

(3) 海上コンテナ部会

海上コンテナ部会においては、長年の課題である埠頭での長時間待機に加え、オリンピックに関わる港湾地区の整備事業による道路工事並びに交通規制による待機レーンの変更等、あらたな課題に苦慮している。

このため、東京都港湾局の担当者との意見交換会等において業界の問題を提議し、引き続き関係行政機関を取り込んで解決に取り組むこととする。このため、部会員の協力により待機時間等の情報提供を頂き、関係者の理解と協力を得られるようデータの構築を進める。

また、海コン輸送に関わる諸手続きにかかわる研修会を開催し、円滑な海上コンテナ輸送の運行を推進することとする。さらに、交流会を通して会員相互の情報交換を行い、部会員の抱える問題を共有し、部会の活性化を図ることとする。

なお、顧客への提案、並びにドレージ側の自らの改善を図るべく、先進的なシステムの視察を実施すべく準備を行う。

(4) 青年部会

青年部会は、協会の推進する事業を踏襲するとともに、青年経営者ならではの独自の事業を充実させるため、各支部・ブロックの枠組みを超えた連携を担う存在である。

また、本年は役員改選となる事から、県青年部会並びに県下各支部の青年部会においても部会長を含め、新たな役員体制となる事から、部会活動の更なる活性化を図り、活動をより有効的かつ効果的なものとするため役員会（原則毎月開催）、幹事会（原則隔月開催）を開催し、各支部青年部会の連携を強化すると共に、各事業運営（研修会事業、交流事業等）を継続的に行うとともに、新たな目線で事業並びに活動を展開する。

なお、今年度も交流事業を重点とし、関東トラック協会青年部会並びに公益社団法人全日本トラック協会青年部会との連携をより深め、物流業界の更なる向上に不可欠な「絆の精神」の構築と、諸課題に対し積極的な対応を行うこととする。